

(2022年6月1日改定)

改定前	改定後
<p data-bbox="252 371 619 405">「田中貴金属の純金積立」約款</p> <p data-bbox="240 465 411 499">第1条（目的）</p> <p data-bbox="240 517 783 1122">田中貴金属工業株式会社（以下、「弊社」といいます）は、「田中貴金属の純金積立」という名称により、会員として登録されたお客様との間で、お客様からの委託により貴金属地金を一定額ずつ購入し続けるとともに、それに附帯して、貴金属地金のスポット購入、お客様の購入された貴金属地金の保管、<u>売却</u>、引出し、等価交換等の取引を行うサービスを提供いたします。本約款は、お客様が弊社との間で「田中貴金属の純金積立」に係る取引（以下、「本取引」といいます）をされる場合の手続および契約内容等を規定するものです。</p> <p data-bbox="240 1182 576 1216">第2条～第5条（条文省略）</p> <p data-bbox="240 1276 576 1310">第6条（ご利用可能な取引）</p> <p data-bbox="240 1328 783 1458">1. 会員は、貴金属地金について、以下の取引を行うことができます。各取引の内容は、本約款に定めるところによります。</p> <ul data-bbox="256 1473 675 1839" style="list-style-type: none"><li data-bbox="256 1473 416 1507">(1) 積立購入<li data-bbox="256 1518 472 1552">(2) 附帯サービス<ul data-bbox="296 1570 675 1839" style="list-style-type: none"><li data-bbox="296 1570 488 1603">①スポット購入<li data-bbox="296 1615 376 1648">②保管<li data-bbox="296 1659 624 1693">③お預り貴金属地金の<u>売却</u><li data-bbox="296 1760 647 1794">④お預り貴金属地金の引出し<li data-bbox="296 1805 675 1839">⑤お預り貴金属地金の等価交換 <p data-bbox="240 1854 416 1888">2.（条文省略）</p> <p data-bbox="240 1948 587 1982">第7条～第10条（条文省略）</p>	<p data-bbox="817 371 1184 405">「田中貴金属の純金積立」約款</p> <p data-bbox="805 465 976 499">第1条（目的）</p> <p data-bbox="805 517 1348 1122">田中貴金属工業株式会社（以下、「弊社」といいます）は、「田中貴金属の純金積立」という名称により、会員として登録されたお客様との間で、お客様からの委託により貴金属地金を一定額ずつ購入し続けるとともに、それに附帯して、貴金属地金のスポット購入、お客様の購入された貴金属地金の保管、引出し、<u>金銭による返却（現金化）</u>、等価交換等の取引を行うサービスを提供いたします。本約款は、お客様が弊社との間で「田中貴金属の純金積立」に係る取引（以下、「本取引」といいます）をされる場合の手続および契約内容等を規定するものです。</p> <p data-bbox="805 1182 1173 1216">第2条～第5条（現行どおり）</p> <p data-bbox="805 1276 1141 1310">第6条（ご利用可能な取引）</p> <p data-bbox="805 1328 1348 1458">1. 会員は、貴金属地金について、以下の取引を行うことができます。各取引の内容は、本約款に定めるところによります。</p> <ul data-bbox="821 1473 1348 1839" style="list-style-type: none"><li data-bbox="821 1473 981 1507">(1) 積立購入<li data-bbox="821 1518 1037 1552">(2) 附帯サービス<ul data-bbox="861 1570 1348 1839" style="list-style-type: none"><li data-bbox="861 1570 1053 1603">①スポット購入<li data-bbox="861 1615 941 1648">②保管<li data-bbox="861 1659 1348 1738">④お預り貴金属地金の<u>金銭による返却（現金化）</u><li data-bbox="861 1760 1212 1794">③お預り貴金属地金の引出し<li data-bbox="861 1805 1240 1839">⑤お預り貴金属地金の等価交換 <p data-bbox="805 1854 1013 1888">2.（現行どおり）</p> <p data-bbox="805 1948 1184 1982">第7条～第10条（現行どおり）</p>

第 11 条（保管）

1. ～5.（条文省略）

6. 本会員契約の契約期間が更新される場合において、契約期間満了月の締切日時点で積立が休止されているときは、会員は、第 5 条に定める年会費のほかに、弊社所定の管理料（以下、「口座管理料」といいます）を支払うものとします。弊社は、口座管理料を、契約期間満了月の翌月 5 日（当日が金融機関の休業日に当たる場合には、金融機関の翌営業日）に、会員の登録金融機関口座から口座振替により自動引落しいたします。登録金融機関口座からの自動引落しができなかった場合には、弊社は、契約期間満了月の翌月最終営業日に、第 18 条に定める預り金の残高が口座管理料の額を上回るときはこれをもって支払いに充てます。預り金の残高が支払いに足りない場合には、お預り貴金属地金の一つの品種を弊社店頭買取価格にて買い取る代金が口座管理料の額を上回るときは当該買取り（金地金、プラチナ地金、銀地金の順で行います）を行い、その代金をもって支払いに充てるものとします。

7.（条文省略）

第 12 条（お預り貴金属地金の売却）

1. 会員は、弊社所定の方法で申し込むことにより、弊社に対し、お預り貴金属地金を弊社店頭買取価格にて売却することができます。

第 11 条（保管）

1. ～5.（現行どおり）

6. 本会員契約の契約期間が更新される場合において、契約期間満了月の締切日時点で積立が休止されているときは、会員は、第 5 条に定める年会費のほかに、弊社所定の管理料（以下、「口座管理料」といいます）を支払うものとします。弊社は、口座管理料を、契約期間満了月の翌月 5 日（当日が金融機関の休業日に当たる場合には、金融機関の翌営業日）に、会員の登録金融機関口座から口座振替により自動引落しいたします。登録金融機関口座からの自動引落しができなかった場合には、弊社は、契約期間満了月の翌月最終営業日に、第 18 条に定める預り金の残高が口座管理料の額を上回るときはこれをもって支払いに充てます。預り金の残高が支払いに足りない場合には、お預り貴金属地金を金地金、プラチナ地金、銀地金の順で、不足分だけ弊社が第 13 条に定める方法に準じて金銭による返却を行い、弊社所定の日時の弊社店頭買取価格を乗じて算出した額の返却金をもって支払いに充てることができるものとします。

7.（現行どおり）

第 13 条（お預り貴金属地金の金銭による返却）

1. 会員は、弊社所定の方法で申し込むことにより、弊社に対し、お預り貴金属地金の引出しに代えて、金銭による返却（ロンドン地金市場協会（LBMA）およびロンドン・プラチナ・パラジウム・マーケット（LPPM）の公認溶解検定業者として登録されている弊社を通じて、お預り貴金属地金に相当する公認ブランド地金を取引市場で売却し、その代金相当額から

<p>2. <u>売却するお預り貴金属地金を重量により指定する場合は、以下の単位によるものとします。ただし、各お預り貴金属地金の全量を売却される場合は、最低単位未満についても売却可能とします。</u></p> <p>金地金 1g 以上かつ 1g 単位 プラチナ地金 1g 以上かつ 1g 単位 銀地金 100g 以上かつ 100g 単位</p> <p>3. <u>売却するお預り貴金属地金を金額により指定する場合は、品種ごとに 1,000 円以上かつ 1 円単位によるものとし、指定された金額に相当する重量のお預り貴金属地金を売却するものとします。</u></p> <p>4. 弊社は、別途、<u>売却の上限重量または上限金額を定めることができるものとします。</u></p> <p>5. <u>売却代金</u>は、会員の希望にしたい、次のとおり支払うものとします。</p> <p>(1) 登録金融機関口座への振込を希望する場合 会員が振込による<u>売却代金</u>の受領を希望した場合、弊社は、第 1 項の申込みを適当なものと認めて受理した日から 3 営業日以内に会員の登録金融機関口座に振り込む方法により、<u>売却代金</u>を支払います。この場合の振込手数料は、会員の負担とします。</p> <p>(2) 預り金への預入れを希望する場合</p>	<p><u>弊社所定の手数料相当額を控除した額として次項に定める金銭を返却することをいいます</u>)を請求することができます。</p> <p>2. <u>会員に返却する金銭</u> (以下「返却金」といいます)の額は、<u>金銭による返却の申込みのあったお預り貴金属地金の重量に弊社店頭買取価格を乗じて算出した額によるものとします。</u></p> <p>3. <u>金銭による返却の対象とするお預り貴金属地金を重量により指定する場合は、以下の単位によるものとします。ただし、各お預り貴金属地金の全量について金銭による返却を希望する場合は、最低単位未満についても金銭による返却を受けることが可能です。</u></p> <p>金地金 1g 以上かつ 1g 単位 プラチナ地金 1g 以上かつ 1g 単位 銀地金 100g 以上かつ 100g 単位</p> <p>4. <u>金銭による返却の対象とするお預り貴金属地金を金額により指定する場合は、品種ごとに 1,000 円以上かつ 1 円単位によるものとします。</u></p> <p>5. 弊社は、別途、<u>金銭による返却の上限重量または上限金額を定めることができるものとします。</u></p> <p>6. <u>返却金</u>は、会員の希望にしたい、次のとおり支払うものとします。</p> <p>(1) 登録金融機関口座への振込を希望する場合 会員が振込による<u>返却金</u>の受領を希望した場合、弊社は、第 1 項の申込みを適当なものと認めて受理した日から 3 営業日以内に会員の登録金融機関口座に振り込む方法により、<u>返却金</u>を支払います。この場合の振込手数料は、会員の負担とします。</p> <p>(2) 預り金への預入れを希望する場合</p>
--	---

会員が第 18 条に定める預り金として売却代金を弊社へ預け入れることを希望した場合、弊社は、売却代金を預り金に組み入れます。

6. 書類の送付によりお預り貴金属地金の売却を申し込む場合、会員は、弊社所定の売却申込書に記入・捺印のうえ、弊社宛に郵送するものとします。弊社は、当該売却申込書を適当なものと認めて受理したときは、速やかに、売却の申込みのあったお預り貴金属地金をその時点の弊社店頭買取価格にて買い取ります。

7. 電話によりお預り貴金属地金の売却を申し込む場合、会員は、弊社所定の時間内に、弊社所定の専用電話番号に架電するものとします。弊社は、会員からの申込みを適当なものと認めて承諾したときは、速やかに、売却の申込みのあったお預り貴金属地金をその時点の弊社店頭買取価格にて買い取ります。

第 13 条（お預り貴金属地金の引出し）

1. ~8.（条文省略）

9. 会員は、第 18 条に定める預り金の残高、またはお預り貴金属地金の一つの品種を弊社店頭買取価格にて買い取る代金をもって引出手数料およびパー指定手数料を支払うものとします。なお、預り金の残高およびお預り貴金属地金の一つの品種の買取代金のいずれも当該手数料の合計額に足りない場合、会員は、お預り貴金属地金の引出しを申し込むことはできません。

10. ~11.（条文省略）

会員が第 18 条に定める預り金として返却金を弊社へ預け入れることを希望した場合、弊社は、返却金を預り金に組み入れます。

7. 書類の送付によりお預り貴金属地金の金銭による返却を申し込む場合、会員は、弊社所定の申込書に記入・捺印のうえ、弊社宛に郵送するものとします。弊社は、当該申込書を適当なものと認めて受理したときは、速やかに、金銭による返却の対象とされたお預り貴金属地金の重量にその時点の弊社店頭買取価格を乗じて算出した額で返却します。

8. 電話によりお預り貴金属地金の金銭による返却を申し込む場合、会員は、弊社所定の時間内に、弊社所定の専用電話番号に架電するものとします。弊社は、会員からの申込みを適当なものと認めて承諾したときは、速やかに、金銭による返却の対象とされたお預り貴金属地金の重量にその時点の弊社店頭買取価格を乗じて算出した額で返却します。

第 12 条（お預り貴金属地金の引出し）

1. ~8.（現行どおり）

9. 会員は、第 18 条に定める預り金の残高をもって前項の引出手数料およびパー指定手数料を支払うものとします。ただし、会員は、預り金の残高による支払いに代えて、当該手数料の合計額に相当する重量のお預り貴金属地金の金銭による返却を行い（一つの品種に限るものとし、弊社店頭買取価格で計算します）、その返却金によって支払うこともできます。なお、預り金の残高および金銭による返却の返却金のいずれも当該手数料の合計額に足りない場合、会員は、お預り貴金属地金の引出しを申し込むことはできません。

10. ~11.（現行どおり）

<p>12. 引出しの申込みから 12 か月が経過したにもかかわらず会員が貴金属地金をお受取りにならない場合、弊社はこれを<u>弊社所定の日時の弊社店頭買取価格</u>で買い取り、その代金を会員の登録金融機関口座に振り込む方法により、お預り貴金属地金の引出しに係る義務を履行することができ、当該振込により弊社の義務はすべて履行されたものとみなします。この場合の振込手数料は、会員の負担とします。</p> <p>13. (条文省略)</p> <p>第 14 条 (お預り貴金属地金の等価交換)</p> <p>1. 会員は、弊社所定の方法で申し込むことにより、お預り貴金属地金と、田中貴金属ジュエリー株式会社、または弊社が指定する提携会社が販売する装飾品等との等価交換を行うことができます。</p> <p>2. ~4. (条文省略)</p> <p>第 15 条 (ネットサービス)</p> <p>1. 会員は、インターネットを介してスポット購入、お預り貴金属地金の<u>売却・引出し</u>および残高照会等を行うサービスを利用することができます。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第 16 条 (店頭サービス)</p> <p>1. 会員は、弊社が指定する店舗において、所定の店頭利用カードを提示いただくことにより、店頭でスポット購入、お預り貴金属地金の<u>売却・引出し・等価交換</u>等を行うサービスを利用することができます。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>12. 引出しの申込みから 12 か月が経過したにもかかわらず会員が貴金属地金をお受取りにならない場合、弊社はこれを第 13 条に定める方法に準じて<u>金銭による返却</u>を行い、<u>弊社所定の日時の弊社店頭買取価格</u>を乗じて算出した額の返却金を会員の登録金融機関口座に振り込む方法により、お預り貴金属地金の引出しに係る義務を履行することができ、当該振込により弊社の義務はすべて履行されたものとみなします。この場合の振込手数料は、会員の負担とします。</p> <p>13. (現行どおり)</p> <p>第 14 条 (お預り貴金属地金の等価交換)</p> <p>1. 会員は、弊社所定の方法で申し込むことにより、<u>お預り貴金属地金の引出しに代えて</u>、お預り貴金属地金と、田中貴金属ジュエリー株式会社、または弊社が指定する提携会社が販売する装飾品等との等価交換を行うことができます。</p> <p>2. ~4. (現行どおり)</p> <p>第 15 条 (ネットサービス)</p> <p>1. 会員は、インターネットを介してスポット購入、お預り貴金属地金の引出し、<u>金銭による返却</u>および残高照会等を行うサービスを利用することができます。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 16 条 (店頭サービス)</p> <p>1. 会員は、弊社が指定する店舗において、所定の店頭利用カードを提示いただくことにより、店頭でスポット購入、お預り貴金属地金の引出し、<u>金銭による返却</u>、<u>等価交換</u>等を行うサービスを利用することができます。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
--	--

第 17 条（端数の処理）

1. （条文省略）
2. 金額を指定して貴金属地金を売却する場合の貴金属地金の重量の端数については、金地金およびプラチナ地金については、グラム単位で小数点第 6 位を切り捨て、小数点第 5 位までとし、銀地金については、グラム単位で小数点第 4 位を切り捨て、小数点第 3 位までとします。

第 18 条～第 25 条（条文省略）

第 26 条（精算）

1. 契約期間の満了、解約の申込み、その他の事由により本会員契約が終了した場合、次のとおり本契約終了日時点のお預り貴金属地金の残高の精算を実施することとします。

(1) 会員がお預り貴金属地金の売却を希望する場合、弊社は、お預り貴金属地金の全量を本契約終了日の弊社店頭買取価格で買い取り、本契約終了日の属する月の翌月上旬に、会員の登録金融機関口座に振り込む方法により、売却代金を支払います。この場合の振込手数料は、会員の負担とします。

(2) 会員がお預り貴金属地金のうち金地金またはプラチナ地金の引出しを希望する場合、弊社は、お預り貴金属地金の全量を、本契約終了日の翌月中旬に、会員の登録住所宛に、弊社所定の方法にて発送いたします。この場合、第 13 条第 2 項、第 8 項、および第 10 項から第 12 項までの規定に準じて取り扱います。ただし、引出しは、同条第 2 項に定める重量のバーを大きい順で組

第 17 条（端数の処理）

1. （現行どおり）
2. 金額を指定してお預り貴金属地金の金銭による返却を行う場合の貴金属地金の重量の端数については、金地金およびプラチナ地金については、グラム単位で小数点第 6 位を切り捨て、小数点第 5 位までとし、銀地金については、グラム単位で小数点第 4 位を切り捨て、小数点第 3 位までとします。

第 18 条～第 25 条（現行どおり）

第 26 条（精算）

1. 契約期間の満了、解約の申込み、その他の事由により本会員契約が終了した場合、次のとおり本契約終了日時点のお預り貴金属地金の残高の精算を実施することとします。

(2) 会員がお預り貴金属地金の金銭による返却を希望する場合、弊社は、お預り貴金属地金の引出しに代えて、お預り貴金属地金の全量に本契約終了日の弊社店頭買取価格を乗じて算出した額を、本契約終了日の属する月の翌月上旬に、会員の登録金融機関口座に振り込む方法で支払うことにより、金銭により返却します。この場合の振込手数料は、会員の負担とします。

(1) 会員がお預り貴金属地金のうち金地金またはプラチナ地金の引出しを希望する場合、弊社は、お預り貴金属地金の全量を、本契約終了日の翌月中旬に、会員の登録住所宛に、弊社所定の方法にて発送いたします。この場合、第 12 条第 2 項、第 8 項、および第 10 項から第 12 項までの規定に準じて取り扱います。ただし、引出しは、同条第 2 項に定める重量のバーを大きい順で組み合わ

み合わせてのみ行うものとし、これと異なるバーの組合せでの引出しは行わないものとします。また、同項に定める最低重量未満の金地金およびプラチナ地金については、引出しによる精算は行わないものとし、弊社は、前号に定める方法に準じてこれを買い取り、売却代金を支払うものとします。

(3) お預り貴金属地金のうち銀地金については、引出しによる精算は行わないものとします。

2. 本会員契約の終了に際し、お預り貴金属地金の引出しに要する費用・手数料、年会費、口座管理料その他会員が弊社に支払うべき金銭で未払いのものがある場合、弊社は、預り金の残高があればこれをもって支払いに充てるものとし、預り金の残高が不足する場合には、前項第(1)号または第(2)号の売却代金があればこれをもって支払いに充て、なお不足がある場合には、お預り貴金属地金を金地金、プラチナ地金、銀地金の順で不足分だけ売却してその売却代金をもって支払いに充てるものとします。

3. (条文省略)

第 27 条 (条文省略)

第 28 条 (取引の中止および契約の解除)

1. (条文省略)

2. 前項各号の一つにでも該当し、本会員契約を継続することが不相当であると弊社が認める場合には、弊社は、本会員契約を解除することができます。この場合、弊社は、お預り貴金属地金の全量を解除当日の弊社店頭買取価格で買い取り、同日の属する月の翌月中に、

せてのみ行うものとし、これと異なるバーの組合せでの引出しは行わないものとします。また、同項に定める最低重量未満の金地金およびプラチナ地金については、引出しによる精算は行わないものとし、弊社は、次号に定める方法に準じて金銭による返却を行うものとします。

(3) お預り貴金属地金のうち銀地金については、引出しによる精算は行わないものとします。

2. 本会員契約の終了に際し、お預り貴金属地金の引出しに要する費用・手数料、年会費、口座管理料その他会員が弊社に支払うべき金銭で未払いのものがある場合、弊社は、預り金の残高があればこれをもって支払いに充てるものとし、預り金の残高が不足する場合には、前項第(1)号または第(2)号の返却金があればこれをもって支払いに充て、なお不足がある場合には、お預り貴金属地金を、金地金、プラチナ地金、銀地金の順で、不足分だけ弊社が第 13 条に定める方法に準じて金銭による返却を行い、弊社所定の日時の弊社店頭買取価格を乗じて算出した額の返却金をもって支払いに充てることのできるものとします。

3. (現行どおり)

第 27 条 (現行どおり)

第 28 条 (取引の中止および契約の解除)

1. (現行どおり)

2. 前項各号の一つにでも該当し、本会員契約を継続することが不相当であると弊社が認める場合には、弊社は、本会員契約を解除することができます。この場合、弊社は、お預り貴金属地金の引出しに代えて金銭による返却を行い、お預り貴金属地金の全量に解除当日の

会員の登録金融機関口座に振り込む方法により、売却代金を支払うとともに、預り金の残高がある場合その他弊社が会員に支払うべき金銭がある場合は、これも登録金融機関口座に振り込む方法により支払います。この場合の振込手数料は、会員の負担とします。

第 29 条（条文省略）

第 30 条（業務の中止）

1.（条文省略）

2. 前項の場合、弊社は、原則として以下のとおりの処理を行うものとします。

(1) 弊社は、速やかに、第 23 条にしたがい、業務を中止した旨を会員に対し通知します。

(2) 弊社は、第 26 条に準じて、お預り貴金属地金を精算します。なお、弊社からの通知が会員に到着した日（第 23 条により到着したとみなされた日を含みます）から 20 日を経過したにもかかわらず、会員より精算方法に関する指定がない場合は、弊社は、当月最終営業日の弊社店頭買取価格にて、お預り貴金属地金の全量を買取り、当該買取代金を会員の登録金融機関口座へ振り込む方法により支払うことができます。

第 31 条～第 33 条（条文省略）

以上

弊社店頭買取価格を乗じて算出した額を、同日の属する月の翌月中に、会員の登録金融機関口座に振り込む方法で支払うことにより返却するとともに、預り金の残高がある場合その他弊社が会員に支払うべき金銭がある場合は、これも登録金融機関口座に振り込む方法により支払います。この場合の振込手数料は、会員の負担とします。

第 29 条（現行どおり）

第 30 条（業務の中止）

1.（現行どおり）

2. 前項の場合、弊社は、原則として以下のとおりの処理を行うものとします。

(1) 弊社は、速やかに、第 23 条にしたがい、業務を中止した旨を会員に対し通知します。

(2) 弊社は、第 26 条に準じて、お預り貴金属地金を精算します。なお、弊社からの通知が会員に到着した日（第 23 条により到着したとみなされた日を含みます）から 20 日を経過したにもかかわらず、会員より精算方法に関する指定がない場合は、弊社は、お預り貴金属地金の引出しに代えて、お預り貴金属地金の全量に当月最終営業日の弊社店頭買取価格を乗じて算出した額を会員の登録金融機関口座へ振り込む方法で支払うことにより、返却することができます。

第 31 条～第 33 条（現行どおり）

以上

<p>個人情報の取扱いについて</p> <p>田中貴金属工業株式会社（以下、「弊社」といいます）は、本約款に基づくお取引に関連して弊社が取得したお客様の個人情報を、以下のとおり利用等するものとし、お客様はこれに同意するものとします。</p> <p>1. 個人情報の利用目的について</p> <p>弊社は、お客様からご提供いただいた個人情報を、以下の目的に利用させていただきます。</p> <p>(1) お客様ご本人であるかどうかの確認</p> <p>(2) 弊社の各種サービスをご提供する際の判断</p> <p>(3) 郵便物や地金などの返却物の送付、および売却代金などの振込</p> <p>(4) 弊社や弊社グループ企業、弊社の指定する提携会社からの商品・サービスのご案内</p> <p>(5) お客様が弊社で購入された地金の保管またはお客様からお預かりした地金の保管の妥当性を証明するための確認業務の実施</p> <p>(6) 弊社内で使用する統計資料の作成など、商品・サービスに関わる研究・開発</p> <p>(7) その他法令に定められた義務を果たす場合</p> <p>2. ～6. (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>個人情報の取扱いについて</p> <p>田中貴金属工業株式会社（以下、「弊社」といいます）は、本約款に基づくお取引に関連して弊社が取得したお客様の個人情報を、以下のとおり利用等するものとし、お客様はこれに同意するものとします。</p> <p>1. 個人情報の利用目的について</p> <p>弊社は、お客様からご提供いただいた個人情報を、以下の目的に利用させていただきます。</p> <p>(1) お客様ご本人であるかどうかの確認</p> <p>(2) 弊社の各種サービスをご提供する際の判断</p> <p>(3) 郵便物や地金などの返却物の送付、および返却金などの振込</p> <p>(4) 弊社や弊社グループ企業、弊社の指定する提携会社からの商品・サービスのご案内</p> <p>(5) お客様が弊社で購入された地金の保管またはお客様からお預かりした地金の保管の妥当性を証明するための確認業務の実施</p> <p>(6) 弊社内で使用する統計資料の作成など、商品・サービスに関わる研究・開発</p> <p>(7) その他法令に定められた義務を果たす場合</p> <p>2. ～6. (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---